

令和6年度農業の魅力発信強化事業委託業務 仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、「令和6年度農業の魅力発信強化事業委託業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度農業の魅力発信強化事業委託業務

2 事業の目的

農業従事者の高齢化や後継者不足が加速度的に進行し、新規就農者の安定的な確保が求められる。その中でも、本県では親元への就農者が特に減少している。そのため、農業のイメージアップや情報発信を強化することで、農業の魅力を伝え、親元就農者を始め新規就農者の増加につなげる。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則（昭和39年長野県規則第8号）及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

4 委託期間

契約日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

5 業務内容

- (1) 農業の魅力伝えるコンテンツの作成

受託者は、農業のイメージアップのため、農業が魅力的な産業であると伝わるなどの趣旨のコンテンツの作成を行う。

- (2) 就農支援情報WEBシステムの拡充または新規作成

県が保有する既存の就農支援情報WEBシステム「デジタル農活信州」（URL：<https://www.noukatsu-nagano.net/>）を適宜活用し、就農希望者が就農関連の情報を得るためのプラットフォームという役割を維持しつつ、農業に関する情報に触れることが少ない、又は就農を本気で考える前段階の者に対して、「農業の魅力伝えるページ」と「農ある暮らしに関するページ」について既存システムの拡充を行う。ただし予算の範囲内で、新たな就農支援情報WEBシステムを作成することも認める。

なお、既存の就農支援情報WEBシステム「デジタル農活信州」の拡充を行う場合、当該システムの運用・保守管理業務を受託している業者との調整を行いつつ進めるとともに、その役務に関する支払いも受託者が行う。

(3) 作成したコンテンツの発信

(1) で作成したコンテンツを、(2) で拡充または作成した就農支援情報 WEB システム等で、これまで以上に広い層へ発信し、アクセス数の向上に努める。

6 委託者への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表（いずれも様式任意）を委託者に提出すること。

なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について事業実施計画書を添え県と協議すること。

(2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求があった場合には、すみやかに進捗状況を報告するものとする。

なお、委託期間の途中で中間成果品の提出を求めることがある。

(3) 実績報告書

受託者は、業務完了時に契約書に定める委託業務完了報告書に下記7の成果品を添えて、委託者に報告すること。

7 成果品

業務完了時に提出する成果品は以下のとおりとする。

(1) 農業の魅力を伝えるコンテンツの電子データを保存した電子媒体

(2) 就農支援情報 WEB システム

（要件定義書、システム概要設計書、ソースコード、パラメータシート（設定確認書）、使用マニュアル、システムで使用するソフトウェアに係るライセンス証書）

8 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 対象経費

(1) 対象とならない経費は以下のとおりとする。

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置または改修するための経費

エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

オ 飲食にかかる経費

カ その他、事業との関連が認められない経費

(2) この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

10 特許権などの使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

11 著作権等の取扱い

本業務により新たに生じた著作権等は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

12 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (4) コンテンツ作成の業務遂行に当たり、農業者に関する情報及び取材先等について、必要に応じ委託者から情報提供する。
- (5) 別添「長野県情報セキュリティポリシー（基本方針）」、「情報資産等取扱特記事項」、「個人情報取扱注意事項」に準拠し、業務にあたる。